

## お詫びとお知らせ

今回発送の選挙時報（第75巻第1号）の資料欄に、「選挙人名簿抄本閲覧届出書等の押印欄を削ることに係る公職選挙法施行規則の一部改正（改正後様式）」（49頁～64頁）を掲載する際、令和2年12月28日付け事務連絡「押印義務の見直し（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令）Q&Aの送付について」（42頁～48頁）を誤って全文掲載してしまいました。

この件について、改正後様式の備考に『「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。』と記載されていますが、これは、届出書類の真正性を確保する必要から追加されたものであり、ここでいう「署名その他の措置」とは、上記Q&Aのうち「Q5」（45頁～46頁）で示されていますので改めてお知らせいたします。

ここに、お詫び申し上げますとともに、当該箇所をご確認くださいますよう、お願ひいたします。

編集部